

令和5年第2回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年2月10日（金）午後2時00分から午後2時21分

2. 開催場所 階上町役場 2階 第2会議室

3. 出席委員（13人）

	1番	坂	政	和
	2番	笹山	勝彦	
	3番	荒道	秀雄	
	4番	鹿原	仁	
	5番	堰合	とし	
	7番	浜谷	秀雄	
	8番	長根	義則	
	9番	久保	雅庸	
	10番	中城	司	
	11番	郷州	公典	
	12番	土橋	剛	
会長職務代理者	13番	横道	文男	
会長	14番	百目木	憲一	

4. 欠席委員（1人）

6番 阿部 範彦

5. 出席農地利用最適化推進委員（7人）

石鉢地区	森	正浩
鳥屋部地区	堰合	繁
金山沢地区	向井	成男
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
小舟渡地区	平戸	三雄

6. 欠席推進委員（2人）

田代地区	水合	達徳
道仏地区	糸坪	岩雄

6. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 報告第1号 階上町農業委員会の委員等の報酬に関する要綱の
制定について

第4 議案第2号 農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集につ
いて

第5 議案第3号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）につ
いて

第6 議案第4号 不動産取得税の納税猶予に関する証明（農業経営）
について

7. 農業委員会事務局職員

参 事（事務局長） 西 山 圭 一

総括主幹（事務局次長） 森 淳

主 査 十文字 綾 紀

8. 総会の概要

事務局	<p>令和5年第2回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、議会全員協議会が開催され、終了時刻がはっきりしていなかったため、こちらの会場で開催することになりましたので、報告いたします。事前に配布した資料の他、追加で3件ありましたので、資料の差し替えで机に置いてあります。</p> <p>修礼を行いますので、ご起立ください。</p> <p>礼。 直れ。</p> <p>農業委員会憲章を唱和します。それでは、最初からご一緒をお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>はじめに会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>寒さが続く中、お集まりいただきありがとうございます。えんぶりが近くなれば春がくるということで、2月3日にはえんぶりがあり農業委員の方も何人かきていただきました。ありがとうございました。</p> <p>また、先日の新聞掲載を見ましたが、階上町から3人の青年農業士が認定になりました。大変うれしく思っております。青年農業士が誕生したということで、農業をしなければ収入が入らないという厳しい環境ではあるが、なるべく他の町村と交流しながら自分を高めながら、階上の宣伝をしていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。先ほど報告があったとおり、2月総会は農地の議論物がない予定だったが、急遽の案件がでて、皆様への周知が若干遅れたことはお詫び申し上げます。本日は案件が多くございますので、皆様方のご意見をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、階上町農業委員会会議規則第8条の規定によりまして、会長が議長になることになっておりますので、百目木会長よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和5年第2回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p>

	<p>日程第1、「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議録署名委員は、議長において、10番 中城委員、12番 土橋委員を指名します。</p> <p>日程第2、「会期の決定について」を議題とします。 お諮りします。 会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定します。</p> <p>日程第3、報告第1号「階上町農業委員会等の報酬に関する要綱の制定について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号について朗読いたします。</p> <p><u>1ページ</u>をお願いいたします。【議案朗読】</p>
	<p>報告第1号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>2～3ページをご覧ください。</p> <p>農地利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の必須事務に位置づけられたことから新制度に移行した農業委員会による、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じた報酬等の財源として農地利用最適化交付金が交付されることとなりました。そのため、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例に定める農業委員会の会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬のうち能率給の支給については、皆様から現在提出していただいている活動実績簿による活動実績及び成果実績を基に交付金を支給します。なお、能率給については予算範囲内で町長が定めることとなっておりますので町部局の要綱として制定するものです。</p> <p>以上で、朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようですので、報告第1号「階上町農業委員会等の報酬に関する要綱の制定について」の件を終了します。</p> <p>次に、日程第4 議案第2号「農業委員及び農地利用最適化推進委</p>

事務局	<p>員の募集について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第2号について朗読いたします。 4ページをご覧ください。【議案朗読】</p> <p>報告第2号の詳細についてご説明いたします。 5～6ページをご覧ください。</p> <p>本案は、任期満了に伴う農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について必要な事項を定めるものです。</p> <p>本年7月19日で3年間の任期満了を迎えることから、新たな委員を委嘱するため、募集要項を定めるものです。</p> <p>公募する期間は令和5年3月22日～4月16日までの26日間とし、農業委員14名農地利用最適化推進委員9名を公募するものです。</p> <p>新たな任期は、令和5年7月20日～令和8年7月19日までの3年間となります。募集資格等についてはご承知のことと思いますので、今後の大まかなスケジュールについて説明いたします。</p> <p>この後、3月議会において、募集する旨を全員協議会で説明し、町広報3月号及び町ホームページで募集を公表し、3月22日から受付を開始。状況報告を中間となる4月4日ホームページ上で行い、最終結果を募集期間終了後の4月17日にホームページで公表することとしております。</p> <p>最終的な応募者が、募集定員を超える場合には、選考委員会を開催し、候補者を決定したうえで、6月議会定例会において承認いただく予定としております。辞令交付式及び組織会の予定は7月20日を予定しているところです。</p> <p>農業委員の選任に際しては認定農業者又は準ずる者を最低でも4分の1以上とする必要があること。農業に直接利害関係を有しない委員を1名任命すること。推薦委員も含めて、女性の登用について配慮することなどが法律により示されているところです。</p> <p>以上で、朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第2号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p>

議 長	<p>全員賛成ですので、議案第2号「農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について」の件は原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第5 議案第3号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第3号について朗読いたします。</p> <p>7ページをご覧ください。【議案朗読】</p> <p>議案第3号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、贈与税の納税猶予の継続を希望する際に、受贈者が現在農業を営んでいることが要件となるもので、農業委員会の証明を添付の上、3年ごとに提出する必要があるものです。</p> <p>なお、贈与者は死亡した場合には、本贈与税の納税は免除されるものです。</p> <p>番号1は贈与者から受贈者への贈与となり、受贈者からの申請となりました。水稻など農業経営を行っていることから、許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>無いようですので、採決いたします。議案第3号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号「贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について」の件は、原案のとおり承認します。</p> <p>次に日程第6、議案第4号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号について朗読いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。【議案朗読】</p>

事務局	<p>議案第4号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、前議案と同様の考え方により、県税である不動産取得税について継続を希望する際に、受贈者が現在農業を営んでいることが要件となるもので、農業委員会の証明を添付のうえ、3年ごとに提出する必要があるものです。</p> <p>番号1は前議案同様、贈与者から受贈者へ贈与となり、受贈者からの申請となりました。水稻などの農業経営を行っていることから、許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、質問のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようですので、採決いたします。議案第4号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」の件に賛成の農業委員は、挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第4号「不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について」の件は、原案のとおり承認します。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これにて、本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和5年第2回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>修礼を行います。礼。直れ。ご着席ください。</p> <p>令和5年2月10日</p> <p>議事録署名者 議長 <u>百目木 憲一</u></p> <p>10番 <u>中城 司</u></p> <p>12番 <u>土橋 剛</u></p>